

改正

平成19年8月1日  
平成21年3月31日  
平成22年6月28日  
平成23年4月28日  
平成25年11月15日  
平成29年4月1日  
平成31年4月1日施行  
令和2年4月1日施行  
令和5年9月1日施行  
令和8年4月1日施行

須賀川市一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条に規定する契約を含む。）に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、施行令及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件あたりの設計金額が10,000千円以上のものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

- (1) 特殊な技術を必要とする工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) 早期発注工事
- (4) 須賀川市入札参加資格等審査会設置要綱（平成21年4月1日施行）に規定する須賀川市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審議により入札方式を変更した工事
- (5) その他市長が特に認める工事

(入札参加申込資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件に該当していなければならない。

- (1) 須賀川市競争入札参加資格登録規程（平成30年須賀川市告示第97号）第2条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (4) 須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する者で、営業所（支店）については、有資格者名簿に登録されている委任先であること。

(5) 第1号に規定する有資格者名簿に工事種別ごとに等級区分が次の格付をされている者であること。

工事種別	設計金額 (単位：千円)	等級区分
土木一式	10,000以上30,000未満	A～C
	30,000以上50,000未満	A～B
	50,000以上	A
建築一式	10,000以上50,000未満	A～B
	50,000以上	A
舗装	10,000以上30,000未満	A～B
	30,000以上	A
水道施設	10,000以上20,000未満	A～B
	20,000以上	A
その他工事	10,000以上	A

(6) 対象となる工事種別ごとに、法第3条第1項に規定する許可を受けていること。

(7) 対象工事に建設業法第26条の規定及びその他法令に違反しない技術者を適正に配置することができること。

(8) 過去の一定期間（原則5年間、建築一式工事及び特殊工事については10年間）において、対象工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注工事の施工実績があること。ただし、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含めることができる。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者ではないこと。

(10) 市税の滞納がないこと。

(11) その他対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

(制限付一般競争入札の公告)

第4条 市長は、対象工事ごとに前条に規定する要件を規則第6条に規定する事項に加えて公告するものとする。

2 公告は、須賀川市公告式条例（昭和29年須賀川市条例第4号）第2条第2項に規定する方法で行うものとする。

(設計図書の閲覧等)

第5条 入札を執行する所管課（廊）長（以下「入札執行課長」という。）は、入札参加申請者に対し、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書」という。）を公告の日から当該公告において指定する日まで、市ホームページにおいて閲覧に供するとともに、必要と認め

るときは別に指定する方法で交付するものとする。

- 2 設計図書の交付の申請は、設計図書交付申請書（第1号様式）による。
- 3 入札参加申請者は、設計図書に関して質問があるときは、公告において指定する期間内に設計図書に関する質問書（第2号様式）を入札執行課長に提出することができる。
- 4 入札執行課長は、前項の規定により提出された質問書について、設計図書に関する回答書（第3号様式）により速やかに回答するとともに、市ホームページにおいて公表するものとする。

（入札参加資格の確認申請）

第6条 入札参加申請者は、公告において指定する日までに、制限付一般競争入札参加資格確認申請書（第4号様式。以下「入札申請書」という。）を市長に提出し、入札参加資格について確認を受けなければならない。

- 2 市長は、制限付一般競争入札参加資格確認書（第5号様式）について、速やかに確認しなければならない。

（入札参加資格審査等に関する手続）

第7条 次に掲げる事項は、審査会の審議を経なければならない。

- (1) 工事の特殊性等から、入札方式を変更する場合
- (2) 第3条に規定する入札参加資格要件を変更する場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

（確認結果の通知）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により入札参加資格の確認をしたときは、その結果を制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（第6号様式。以下「審査結果通知書」という。）により入札参加申請者に通知するものとする。

（入札参加資格を有しない者に対する理由の説明等）

第9条 前条の規定により入札参加資格を有しないこととされた者は、公告において指定する日までに文書によりその理由の説明を求められることができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、文書により回答するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第10条 第8条の規定により入札参加資格を有することとされた者（以下「入札参加資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第3条の入札参加資格に該当しないこととなったとき。
- (2) 入札申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (3) 第4条の公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

- 2 市長は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該入札参加資格者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

（入札の執行）

第11条 制限付一般競争入札の執行にあたっては、規則によるものとする。

- 2 制限付一般競争入札に参加するにあたっては、入札参加資格者は審査結果通知書を提示するとともに、第1回の入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書（工事執行課長指定様式）を提出しなければならない。
- 3 前項に定める要件を満たした工事費内訳書を提出しなかった場合は、失格とする。

(最低制限価格の設定)

第12条 制限付一般競争入札の執行にあたっては、規則第15条第2項の規定により、最低制限価格を設定するものとする。

(落札者の決定等)

第13条 落札の決定は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低価格の入札者とする。

2 最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(入札の中止等)

第14条 市長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(特記事項)

第15条 入札参加資格を開札後に確認する事後審査方式の入札に関し必要な事項は、須賀川市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱（令和8年4月1日施行）に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日において、既に起工の決裁を得ている建設工事については、なお従前の例によることができる。

3 平成14年5月1日施行の「須賀川市一般競争入札実施要綱」は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に公告等がされた建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に公告等がされた建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた公告その他の申込みの誘引については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた公告その他の申込みの誘引については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に行われた公告その他の申込みの誘引については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

## 設計図書交付申請書

年 月 日

須賀川市長

住 所

申請者 商号又は名称

氏 名

電 話 番 号

年 月 日に公告（須賀川市公告第 号）がありました 第 号の設計図書の交付受  
けたく申請いたします。

第2号様式（第5条関係）

## 設計図書に関する質問書

年 月 日

須賀川市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

（作成担当者

）

次のとおり質問しますので回答願います。

工事番号 及び工事名	第 号
質 問 事 項	

第3号様式（第5条関係）

## 設計図書に関する回答書

年 月 日

（商号又は名称 代表者名） 様

須賀川市長

年 月 日付けで提出された質問事項について次のとおり回答します。

工事番号 及び工事名	第 号
回 答 事 項	

## 制限付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

須賀川市長

住 所  
商号又は名称  
代表者名  
電話番号

次の工事に係る制限付一般競争入札について、入札参加資格の確認を申請いたします。

工事番号 第 号

工事名

当社は、須賀川市 公告 第 号による入札参加申込資格の全ての要件に該当しており、下記の内容について事実と相違なく、かつ、暴力団等公共の維持秩序に支障をきたす者でないことを誓約いたします。なお、契約時又は契約締結後に異なる事実が確認された場合は、契約を締結しないこと又は契約を解除することに対し、異議申し立てをいたしません。

記

### 1 資格等

資格種別	一般 特定	等級格付	
------	----------	------	--

### 2 配置予定技術者等

主任（監理）技術者		氏名	法令による資格・免許	
監理技術者資格証交付番号：		第 号	号（監理技術者を必須要件とする場合）	
工 事 経 験	発注者名		施工年度	年度
	工事名		工 期	日
	施工場所			
	工事概要			
現場代理人		氏名	法令による資格・免許	
工 事 経 験	発注者名		施工年度	年度
	工事名		工 期	日
	施工場所			
	工事概要			

### 3 同種工事の施工実績

発注者名		施工年度	年度	契約金額	千円
工事名		工 期	日	受注形態	
工事概要					

## 制限付一般競争入札参加資格確認書

1 対象工事の概要

担当部署	概 要	
工事番号		
工事種別		
工事名		
設計金額		
工 期		
工事箇所		

2 入札参加資格確認

No.	入札参加申込者			入札参加資格要件(詳細は、下段2に記載)											参加資格	
	商号又は名称	代表者	所在地	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

3 入札参加資格

No.	要 件
(1)	須賀川市競争入札参加資格登録規程第2条に規定する有資格者名簿に登録されている者であること。
(2)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3)	須賀川市有資格者に対する入札参加資格制限に関する要領に基づく入札参加資格制限期間中の者でないこと。
(4)	須賀川市内に本店又は営業所(支店)を有する者で、営業所(支店)については、有資格者名簿に登録されている責任先であること。
(5)	有資格者名簿の「○○○○」の専属性が「○」に格付けをされている者であること。
(6)	建設業法第2条第1項の規定による許可を受けていること。
(7)	建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。
(8)	過去○○年間に於いて、本工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。ただし、この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。
(9)	会社更生法に基づく更生手続若しくは民事再生法に基づく民事再生手続中の者でないこと。
(10)	市税の滞納がないこと。
(11)	その他対象ごとに定める要件

第6号様式（第8条関係）

## 制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

（商号又は名称 代表者氏名） 様

須賀川市長

印

先に申請のありました入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求められますので説明を求め  
る場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

### 記

公 告 日	年 月 日（公告第 号）
対 象 工 事 名	
入 札 保 証 金 納 付 の 免 除	<input type="checkbox"/> 一部免除 <input type="checkbox"/> 全部免除
入 札 参 加 資 格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
入 札 日 時	年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 ~
入 札 場 所	
入 札 参 加 資 格 が な い と 認 め た 理 由	

※ 入札参加にあたっては、必ずこの通知書を持参して提示してください。